# 入　　札　　公　　告

次のとおり一般競争入札に付します。
令和８年10月13日

分任支出負担行為担当官
中国四国農政局南周防農地整備事業所長
岡本　佳久

１　工事概要
（１）工 事 名　南周防農地整備事業　上段団地暗渠排水（その２）他工事
（契約番号08017）
（２）工事場所　山口県熊毛郡田布施町大字大波野地内他
（３）工事内容　本工事は、国営南周防農地整備事業計画に基づき上段団地の暗渠排水他工事を行うものである。
工事の概要は、次のとおりである。

| | | | |
|---|---|---|---|
| （１） | 暗渠排水工（上段団地） | 本暗渠 | A＝1.09 ha |
| （２） | 舗装工（伊保庄第２団地３工区） | | A＝2,655 m2 |
| | 舗装工（伊保庄第２団地４工区） | | A＝1,879 m2 |
| （３） | 整備工（伊保庄第２団地１工区） | | 1.0 式 |
| | 整備工（伊保庄第２団地４工区） | | 1.0 式 |

（４）全体工期　令和８年 12 月～令和９年３月　100 日間
（５）本工事は、次の内容の対象工事である。
① 本工事は、提出された競争参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）及び競争参加資格確認資料（以下「確認資料」という。）に基づき、価格と価格以外の要素を総合的に評価して落札者を決定する、総合評価落札方式（簡易型）のうち、品質確保のための体制その他の施工体制の確保状況を確認し、施工内容を確実に実現できるかどうかについて審査し、評価を行う施工体制確認型総合評価落札方式及び品質・安全等の確保がされないおそれがある極端な低価格での調達を見込んでないかなどを厳格に調査する特別重点調査の試行工事である。
② 本工事は、予算決算及び会計令（昭和 22 年勅令第 165 号）（以下「予決令」という。）第 85 条に基づく調査基準価格（以下「調査基準価格」という。）を下回った価格をもって入札する者に対して、予決令第 86 条に規定する調査（以下「低入札価格調査」という。）結果の公表及び、監督体制の強化等により品質確保等の対策を実施する工事である。
③ 本工事は、調査基準価格を下回った価格をもって契約する者に対して、施工確認段階等において監督職員が文書により受注者に改善を指示した場合、その回数に応じ以降の１年間中国四国農政局管内の別の新規工事における総合評価落札方式の評価点等を減ずる試行工事である。
④ 本工事は、契約締結後に施工方法等の提案を受け付ける、契約後ＶＥ方式の対象工事である。
⑤ 本工事は、建設工事に係る資材の再生資源化等に関する法律（平成 12 年法律第 104 号）に基づき、分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化の実施が義務づけられた工事である。
⑥ 本工事は、入札説明書の交付、申請書及び確認資料の提出、受領に係わる確認及び入札について、原則として電子入札システムで行う対象工事である。
ただし、電子入札システムによりがたい場合は、届出書を提出することにより、紙入札方式に代えることができる。
⑦ 本工事は、契約手続きにかかる書類の授受を、原則として電子契約システムで行う対象工事である。
なお、電子契約システムによりがたい場合は、届出書を提出することにより、紙契約方式に代えることができる。
⑧ 本工事は、誰でも働きやすい現場環境（快適トイレ）の整備について、監督職員と協議し、契約変更においてその整備に必要な費用を計上する試行工事である。
⑨ 本工事の施工に当たり、１日未満で完了する作業量の作業が見込まれ、施工パッケージ型積

算基準と乖離があった場合において、１日未満で完了する作業の積算の適用について監督職員と協議し、設計変更することができる。

⑩　本工事の施工に当たり、「共通仮設費（率分）のうち営繕費」及び「現場管理費のうち労務管理費」の下記に示す経費（以下「労働者確保の実績変更対象経費」という。）については、工事実施に当たって積算額と実際の費用に乖離が生じることが考えられる。契約締結後、受注者の責によらない地元調整等により施工計画に変更が生じ、積算基準の金額想定では適正な工事の実施が困難になった場合は、労働者確保の実績変更対象経費の支出実績を踏まえて最終精算変更時点で設計変更することができる。

営　繕　費：労働者送迎費、宿泊費、借上費

労務管理費：募集及び解散に要する費用、賃金以外の食事、通勤等に要する費用

⑪　本工事の施工に当たり、「共通仮設費（率分）のうち運搬費及び準備費」の下記に示す経費（以下「運搬費及び準備費の実績変更対象経費」という。）については、工事実施に当たって積算額と実際の費用に乖離が生じた場合、契約締結後、運搬費及び準備費の実績変更対象経費の支出実績を踏まえて最終精算変更時点で設計変更することができる。

運搬費：建設機械の運搬費

準備費：伐開・除根・除草費

⑫　本工事は、熱中症対策に資する現場管理費の補正の試行工事の対象とし、日最高気温の状況に応じた現場管理費の補正を行う対象工事である。

⑬　本工事は、広域的に施工箇所が点在する工事であることから、工事箇所ごとに共通仮設費及び現場管理費を算出している工事である。

⑭　本工事は、ワーク・ライフ・バランス等推進企業を評価する試行工事である。

⑮　本工事は、確認資料の簡素化の取組として、本年度、他の申請済みの工事で提出した確認資料と同じ内容の確認資料について、提出を省略することが出来る試行対象工事である。

⑯本工事は、週休２日制工事の促進における履行実績取組証明書の発行を行う工事である。

２　競争参加資格

（１）予決令第 70 条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。

（２）予決令第 71 条の規定に該当しない者であること。

（３）中国四国農政局における令和７・８年度一般競争（指名競争）入札参加資格のうち、「土木工事B又はC等級」の認定を受けているもの。ただし、会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、中国四国農政局長が別に定める手続に基づく一般競争（指名競争）入札参加資格の再認定を受けていること。

（４）会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。ただし、上記（３）の再確認を受けた者を除く。

（５）企業の施工実績は、平成 23 年度から令和 7 年度の間に元請として完成・引渡しが完了した、以下の同種工事を施工した実績を有すること（共同企業体としての施工実績は、出資比率が 20%以上のものに限る）。

ただし、各地方農政局（沖縄総合事務局含む。）の発注した工事である場合は、工事成績評定点が 65 点未満のものは実績として認めない。

○　同種工事（企業）暗渠排水工事

（６）次に掲げる基準を満たす監理技術者又は主任技術者（以下「監理技術者等」という。）を、建設業法に従って当該工事に専任で配置できること。なお、一つの工事に複数の候補技術者を配置予定とすること又は同一の技術者を重複して複数工事に配置予定とすることは差し支えないものとする。

①　平成 23 年度から令和７年度の間に元請として完成・引渡しが完了した、以下の同種工事の経験を有すること。

ただし、各地方農政局（沖縄総合事務局含む。）の発注した工事である場合は、工事成績評定点が65点未満のものは実績として認めない。

なお、経常建設共同企業体にあっては、１人の監理技術者等が同種工事等の経験を有すること。

○　同種工事（技術者）：暗渠排水工事

② 監理技術者等は、一級又は二級土木施工管理技士若しくはこれと同等以上の資格を有する者であること。なお、同等以上の資格を有する者とは、建設業法第 15 条第 2 号で定められている者をいう。

③ 監理技術者にあっては、監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者であること。

④ 入札参加希望者と配置予定技術者は直接的かつ恒常的な雇用関係（申請書提出の日以前に３か月以上の雇用関係）にあること。

⑤ 配置予定監理技術者等の専任期間

請負契約の締結後、現場に着手するまでの期間（現場事務所の設置、資機材の搬入又は仮設工事等が開始されるまでの期間）については、監理技術者等の工事現場への専任を要しない。

なお、現場に着手する日については、請負契約の締結後、監督職員との打合せにおいて定める。

また、現場への専任の期間については、契約工期が基本となるが、契約工期内であっても、工事完成後、検査が終了し（発注者の都合により検査が遅延した場合を除く）事務手続き、後片付け等のみが残っている期間については、監理技術者等の工事現場への専任を要しない。

なお、検査が終了した日は、発注者が工事の完成を確認した旨、受注者に通知した日（例：「合格通知日」における日付）とする。

（７）申請書及び確認資料の提出期限の日から開札日時までの期間に、中国四国農政局長から、中国四国農政局工事請負契約指名停止等措置要領（平成 15 年 8 月 29 日付け 15 中総第 542 号（経））に基づく指名停止を受けていないこと。

（８）上記１に示した工事に係る設計業務等の受託者（受託者が設計共同体である場合においては、当該設計共同体の各構成員をいう。以下同じ。）又は当該受託者と資本若しくは人事面において関連がある建設業者でないこと。

（９）次の事項に該当しない者であること。

① 不誠実な行為の有無

請負契約の履行が不誠実、下請契約関係が不適切、警察当局による公共工事からの排除要請、贈賄及び不誠実行為による指名停止、虚偽の資料提出等。

② 経営状況

手形交換所による取引停止処分、主要取引先からの取引停止等。

③ 安全管理の状況

事故等に基づく指名停止、労働基準監督署からの指導があり改善を行っていない等。

④ 労働福祉の状況

賃金不払い等による労働基準監督署からの指導を受け改善を行っていない、退職金共済契約の締結を行っていない等。

(10) 同一入札に参加しようとする複数の者の関係において、資本関係又は人的関係がないこと。

(11) 農林水産省発注工事等からの暴力団排除の推進について（平成 19 年 12 月 7 日付け 19 経第 1314 号大臣官房経理課長通知）に基づき、警察当局から、部局長に対し、暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者又はこれに準ずるものとして、農林水産省発注工事等からの排除要請があり、当該状態が継続している者ではないこと。

(12) 以下に定める届出をしていない建設業者（当該届出の義務がない者を除く。）でないこと。

① 健康保険法（大正 11 年法律第 70 号）第 48 条の規定による届出

② 厚生年金保険法（昭和 29 年法律第 115 号）第 27 条の規定による届出

③ 雇用保険法（昭和 49 年法律第 116 号）第７条の規定による届出

３　総合評価方式に関する事項

（１）評価項目

① 施工体制

・　品質確保の実効性

・　施工体制確保の確実性

② 企業評価に関する事項
- 優良工事表彰実績
- 表彰実績
- 工事成績評定
- 地域精通度
- 地域への貢献、地域貢献活動への支援

（農業農村整備事業関連の継続的な支援活動／地域農産物消費拡大等の継続的な活動／災害協定／災害活動実績／多面的機能支払交付金実施要綱第５事業実施主体に対する継続的な支援実績）
- 当該地域内での施工実績
- 当該年度の中国四国農政局発注の直轄工事の契約件数
- 週休２日制の履行実績
- ワーク・ライフ・バランス等推進に係る認定の取得状況等
- 賃上げの実施を表明した企業等
- 不正又は不誠実な行為等

③ 技術者評価に関する事項
- 配置予定技術者の資格取得後の経験年数
- 配置予定技術者の保有資格
- 工事の施工経験
- 優良工事表彰実績
- 表彰実績
- 当該地域内での施工実績
- 継続教育（CPD）への取り組み状況

（２）総合評価の方法

① 「標準点」を 100 点（入札説明書に示された内容を満たしている場合に付与する点数をいう。）とし、「施工体制評価点」の最高点を 30 点、「加算点」の最高点を 30 点とする。

② 「施工体制評価点」の算出方法は、上記（１）①の評価基準に応じ、施工体制（品質確保の実効性、施工体制確保の確実性）の評定を行い、施工体制評価点を与える。

③ 「加算点」の算出方法は、上記３の（１）評価項目について評価した結果、得られた「評価点数」の合計値に加算点の最高点 30 点を評価点数の最高点（満点）３１点で除した値を乗じて求められる点数を「加算点」として与える。

｛加算点＝評価点数の合計値×（加算点の最高点30点／評価点数の最高点３１点）｝（小数点第４位以下切り捨て）

④ 価格と価格以外の要素を総合的に評価する総合評価落札方式（簡易型）は、予決令第 79 条の規定に基づいて作成された予定価格（以下、「予定価格」という。）の制限の範囲内での、入札参加者の「標準点」と「施工体制評価点」及び「加算点」の合計を入札参加者の入札価格で除して得た数値（｛標準点＋施工体制評価点＋加算点｝／入札価格、以下「評価値」という。）により行う。

⑤ 「技術者評価」について、複数の候補者の記載がある場合には、評価の低い者で評価する。

⑥ 「施工体制評価点」の評価結果が低い者に対しては、「施工体制評価点」の得点割合に応じて、「加算点」についても減じる措置を行う。

（３）落札者の決定方法

① 入札参加者の評価値が最も高い者を落札者とする。なお、落札の条件は、次のとおりとする。

ア 入札価格が、予定価格の制限の範囲内で、かつ有効な入札であること。

イ 評価値が標準点を予定価格で除した数値（評価基準値）を下回らないこと。

ただし、落札者となるべき者の「入札価格」によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、またはその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあって、著しく不適当であると認められるときは、落札の条件ア及びイを満たす者かつ適切な「入札価格」と考えられる入札をした者のうちから、評価値の最も高い者を落札者とすることがある。

② 上記①において、評価値の最も高い者が２者以上ある場合は、当該者にくじを引かせて落札者を決定する。

③　落札者となるべき者の入札価格が、調査基準価格を下回る場合は、低入札価格調査を行うものとする。なお、詳細は入札説明書による。

4　入札手続等

（1）担当部局

〒742-1502 山口県熊毛郡田布施町大字波野 585-１

中国四国農政局南周防農地整備事業所　庶務課経理係　電話 0820-51-1007

（2）入札説明書の交付期間及び方法

①　交付期間

別表の①に示す期間までとする。

②　交付方法

ア　インターネットによる場合

農林水産省電子入札システム（電子入札センターホームページ；https://www.maff-ebic.go.jp/menu.html）内からダウンロードする。

イ　インターネットへ接続する環境が無い場合

次の場所で交付する。

〒742-1502 山口県熊毛郡田布施町大字波野585-１

中国四国農政局南周防農地整備事業所　庶務課経理係　電話0820-51-1007

（3）申請書及び確認資料の提出期間、場所及び方法

①　提出期間

申請書及び確認資料は、別表の②に示す期間に提出する。

②　提出場所

〒742-1502 山口県熊毛郡田布施町大字波野585-１

中国四国農政局南周防農地整備事業所　電話0820-51-1007

③その他

提出方法は、原則、電子入札システムにより提出するものとする。詳細は入札説明書によるものとし、紙入札による場合は、上記②へ持参又は郵送（郵便書留や宅急便など配達記録が残るものに限る）するものとする。

（4）入札（開札）日時、場所及び提出方法

①　入札・開札の日時

○電子入札システムによる入札：別表の③に示す日時

○紙入札方式による入札：開札日時に持参する場合は、②の入札・開札場所に持参する。ただし、事前に提出する場合は、別表の④に示す日時までに中国四国農政局南周防農地整備事業所に持参する。

○開札：別表の⑤に示す日時

ただし、入札・開札日時は予定であるため、詳細は別途送付する競争参加資格確認通知書によるものとする。

②　入札・開札場所

開札は中国四国農政局南周防農地整備事業所で行う。

③　入札書の提出方法は、原則、電子入札システムにより提出すること。ただし、届出書を提出した場合は紙により持参することができる。

5　その他

（1）入札保証金及び契約保証金

①　入札保証金　　免除

②　契約保証金　　納付（請負代金額の 10 分の１以上。）

保管金の取扱店は日本銀行岩国代理店とする。また、以下の条件を満たすことにより契約保証金の納付に代えることができる。

ただし、低入札価格調査を受けた者に係る契約保証金の額は、請負代金額の10分の３以上とする。

ア　利付国債の提供。（保管有価証券の取扱店　日本銀行岡山支店）

イ　金融機関若しくは保証事業会社（公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）第２条第４項に規定する保証事業会社をいう。）の保証。（取扱官庁　中国四国農政

局南周防農地整備事業所）また、公共工事履行保証証券による保証を付し又は履行保証保険契約の締結を行った場合には、契約保証金の納付を免除する。

（２）入札の無効

本公告に示した競争参加資格のない者の入札、申請書又は確認資料等に虚偽の記載をした者の入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。

（３）低入札価格調査を受けた者との契約にかかる前金払の金額は、10 分の 2 以内とする。

（４）当該工事に直接関連する他の工事の請負契約を当該工事の請負契約の相手方と随意契約により締結する予定の有無　　無

（５）契約書作成の要否　　要

（６）配置予定監理技術者等の確認

落札者決定後、工事実績情報システム（ＣＯＲＩＮＳ）等により配置予定監理技術者等の専任制違反の事実が確認された場合、契約を結ばないことがある。

なお、種々の状況からやむを得ないものとして承認された場合の外は、配置予定監理技術者等の変更は認められない。

落札者となった者は、落札決定後、契約締結までに、配置予定技術者が営業所の専任技術者と重複していないことが確認できる資料を提出すること。

（７）一般競争参加資格の確認を受けていない者の参加

上記２の（３）に掲げる一般競争参加資格の確認を受けていない者も上記４の（３）により申請書及び確認資料等を提出することができるが、競争に参加するためには開札の時において、当該資格の確認を受け、かつ、競争参加資格の認定を受けていなければならない。

（８）電子入札について

① 電子入札システムによる手続き開始後に、紙入札方式への途中変更は原則として行わないものとするが、入札参加者側にやむを得ない事情が生じた場合には届出書を提出することにより紙入札方式に変更できる。

② 電子入札システムに障害等やむを得ない事情が生じた場合には、紙入札方式に変更する場合がある。

③ 電子入札システムに係わる運用については、「農林水産省電子入札運用基準標準例」（電子入札センターホームページ；https://www.maff-ebic.go.jp/menu.html）によるものとする。

（９）施工体制確認のためヒアリングを実施するとともに、その際、追加資料の提出を求めることがある。

(10) 特別重点調査

本調査は、調査基準価格に満たない価格で入札を行った者のうち、その者の申し込みにかかる価格の積算内訳が入札説明書に示す金額に満たない者に対して行う。その際に、入札参加者にヒアリングを行い、入札参加者により契約内容に適合した履行がされないおそれがないかを厳格に確認する。

(11) 発注者綱紀保持対策について

農林水産省の発注事務に関する綱紀保持を目的とした、農林水産省発注者綱紀保持規程（平成 19 年農林水産省訓令第 22 号）第 10 条及び第 11 条にのっとり、第三者から以下の不当な働きかけを受けた場合は、これを拒否し、その内容（日時、相手方氏名及び働きかけの内容）を記録し、同規程第 9 条に基づき設置する発注者綱紀保持委員会（以下「委員会」という。）に報告し、委員会の調査分析において不当な働きかけと認められた場合には、当該委員会を設置している機関において閲覧及びホームページにより公表する。

（不当な働きかけ）

① 自らに有利な競争参加資格の設定に関する依頼

② 指名競争入札において自らを指名すること又は他者を指名しないことの依頼

③ 自らが受注すること又は他者に受注させないことの依頼

④ 公表前における設計金額、予定価格、見積金額又は低入札価格調査制度の調査基準価格に関する情報聴取

⑤ 公表前における総合評価落札方式における技術点に関する情報聴取

⑥ 公表前における発注予定に関する情報聴取

⑦ 公表前における入札参加者に関する情報聴取

⑧ その他の特定の者への便宜又は利益若しくは不利益の誘導につながるおそれのある依頼又は

情報聴取

(12) 工事の施工効率向上対策について

受発注者間の現場条件等の確認の場として、次の会議を設置するので、現場代理人等の受注者代表は、次の事項並びに「工事の施工効率向上対策」(農林水産省 WEB サイト)を十分に理解のうえ、対応するものとする。

① 工事円滑化会議（施工条件確認会議）

工事契約後に、受発注者間で、設計の考え方等を共有することにより、円滑な工事着手を図る。

② 工事円滑化会議（工程確認会議）

工事着手時および新工種発生時等おいて、受発注者が施工計画、工事工程等について、確認し、円滑な工事の実施を図る。

③ 設計変更確認会議

工事完成前に、設計変更手続きや工事検査が円滑に行われるよう、設計変更内容、技術提案の履行状況等について、受注者と発注者が高いレベルで確認する。

(13) 農林水産省は、経済財政運営と改革の基本方針 2020 について（令和２年７月 17 日閣議決定）に基づき、書面・押印・対面の見直しの一環として、押印省略などに取り組んでいる。

(14) その他　詳細は入札説明書による。

別表　入札手続きに係る期間等

| | | |
|---|---|---|
| ① | 入札説明書の交付期間 | 令和８年10月13日から令和８年10月22日まで（行政機関の休日を除く。）の午前９時00分から午後５時00分まで。ただし、最終日は午後４時00分までとする。 |
| ② | 申請書の提出期間 | 令和８年10月14日から令和８年10月22日まで（行政機関の休日を除く。）の午前９時00分から午後５時00分まで、ただし、最終日については午前12時00分までとする。 |
| ③ | 電子入札システムによる入札日時 | 令和８年11月17日午前９時00分から令和８年11月19日午後４時00分まで（行政機関の休日を除く。）とする。 |
| ④ | 紙入札方式による入札日時 | 令和８年11月20日午前10時30分からとする。 |
| ⑤ | 開札日時 | 令和８年11月20日午前10時30分からとする。 |

※「行政機関の休日」とは、行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号）第１条に規定する行政機関の休日をいう。